

## 第 23 回南幌町農業委員会総会議事録

令和 7 年 3 月 2 6 日（水）午後 4 時 0 0 分より、役場各種委員会室において第 23 回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	武	良	敏	則
2	番	南		則	之
3	番	江	郷		弘
4	番	上	野	勇	樹
5	番	久	保	正	彦
8	番	山	田		浩
9	番	背	尾	裕	典
10	番	立	川	久	彦
11	番	高	島	茂	和
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者	6	番	野呂田	雄一郎
	7	番	青木	義春

本日の議案は次のとおり

- 報告第 1 号 農業経営改善計画の認定について
- 議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 議案第 2 号 農用地等のあっせん申出について
- 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 4 号 農業委員会の令和 7 年度の最適化活動の目標の設定等について
- 議案第 5 号 現況調査委員の指名について
- 議案第 6 号 南幌町農業委員会農業委員報酬基準要綱の一部を改正する告示制定について

事務局出席者      事務局長 砂 田 隆 樹  
農地係主査 森 川 真由美

議長 これより、第 23 回南幌町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席者は 10 名でございます。野呂田委員、青木委員におかれましては欠席の届が出されております。  
ただちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第 14 条の規定により議長において指名いたします。8 番 山田 委員、  
9 番 背尾 委員 以上ご兩名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。第 23 回南幌町農業委員会総会は、  
3 月 26 日 本日 1 日限りといたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第 23 回南幌町農業委員会総会は、  
3 月 26 日 本日 1 日限りと決しました。

日程第 3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。  
令和 7 年 2 月 26 日、第 22 回農業委員会総会を開催した。  
3 月 5 日、6 日、12 日、  
令和 7 年第 1 回議会定例会に会長出席した。  
3 月 26 日 南幌町総合農政推進協議会総会に会長、  
会長職務代理者出席した。  
以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

---

議 長 日程第4 報告第1号 農業経営改善計画の認定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農業経営改善計画の認定について。  
南幌町長より、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告する。  
令和7年3月26日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましては、6件です。いずれも再認定であり、認定年月日は令和7年3月21日、有効期限は令和12年3月20日までとなっております。

認定番号7の3の1、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

認定番号7の3の2、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

認定番号7の3の3、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇 〇〇。

認定番号7の3の4、住所は空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇〇号、〇〇 〇〇〇。

認定番号7の3の5、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。

認定番号7の3の6、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。

認定農業者の経営体の総数につきましては、**138経営体**のうち**法人が16法人**となります。  
説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第1号 農業経営改善計画の認定については報告済みといたします。

---

議長 日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、可否について意見を求める。

令和7年3月26日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、9件でございます。初めに1件目から4件目まで説明いたします。

1件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で2, 119㎡他計3筆ございまして、41, 563㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和7年3月〇〇日でございます。

2件目の賃貸人は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇〇号、〇〇 〇〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で4, 903㎡他計3筆ございまして、85, 797㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和7年3月〇〇日でございます。

3件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で22, 855㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和7年3月〇

○日でございます。

4件目の賃貸人は、苫小牧市○○○町○丁目○○番○○号、  
○○ ○○。賃借人は、空知郡南幌町南○○線西○○番地、  
○○○○○○○○。

土地につきましては、空知郡南幌町○○○○番の○、  
田で18,866㎡他計2筆ございまして、39,611㎡とな  
り、賃貸借の合意解約日は、令和7年3月○○日でございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 農地法第18条第6項の規定  
による通知の1件目から4件目については、提案のとおり承認す  
ることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認するこ  
とに決しました。

5件目につきましては、農業委員会法第31条、議事参与の制  
限により立川委員の退席を求めます。

退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、立川委員は退席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 続きまして、5件目の賃貸人は、空知郡南幌町○町○丁目○番  
○○号、○○ ○○。賃借人は、空知郡南幌町南○○線西○○番  
地、○○○○○。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、  
田で15,595㎡他計12筆ございまして、136,391㎡  
となり、賃貸借の合意解約日は、令和7年3月〇〇日でございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、採決を行います。  
お諮りいたします。5件目については、提案のとおり承認する  
ことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認するこ  
とに決しました。  
退席しております立川委員が席に着くまでの間、暫時休憩とい  
たします。

(暫時休憩し、立川委員は着席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。  
6件目については、農業委員会法第31条、議事参与の制限に  
より武良委員の退席を求めます。  
退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、武良委員は退席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 続きまして、6件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇

番地、〇〇 〇〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、  
〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、  
田で57,756㎡他計5筆ございまして、156,807㎡と  
なり、賃貸借の合意解約日は、令和7年3月〇〇日でございます。  
説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、採決を行います。  
お諮りいたします。6件目については、提案のとおり承認する  
ことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認するこ  
とに決しました。  
退席しております武良委員が席に着くまでの間、暫時休憩とい  
たします。

(暫時休憩し、武良委員は着席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開します。  
7件目については、農業委員会法第31条、議事参与の制限に  
より上野委員の退席を求めます。  
退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、上野委員は退席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 続きまして、7件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番

地、〇〇 〇〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇  
〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、  
田で7, 129㎡他計14筆ございまして、86, 724㎡とな  
り、賃貸借の合意解約日は、令和7年3月〇〇日でございます。  
説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、採決を行います。  
お諮りいたします。7件目については、提案のとおり承認する  
ことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認するこ  
とに決しました。  
退席しております上野委員が席に着くまでの間、暫時休憩とい  
たします。

(暫時休憩し、上野委員は着席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 続きまして、8件目以降について説明します。  
8件目の賃貸人は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇〇号、〇〇  
〇〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。  
土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の5、  
田で8, 673㎡他計2筆ございまして、51, 972㎡となり、  
賃貸借の合意解約日は、令和7年3月〇〇日でございます。  
9件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇  
〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、  
田で19,029㎡他計43筆ございまして、664,469㎡  
となり、賃貸借の合意解約日は、令和7年3月〇〇日でございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、採決を行います。

お諮りいたします。8件目と9件目については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

---

議 長 **日程第6 議案第2号 農用地等のあっせん申出について**を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 農用地等のあっせん申出について。

南幌町農地移動適正化あっせん基準第6条第2項第1号の規定により農用地等のあっせん申出があったので、同条第3項第2号により相手方を選定し、同条第4項の規定によりあっせん委員の指名を願う。

令和7年3月26日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。農用地等のあっせん申出につきましては、1件でございます。

あっせん申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、  
〇〇 〇。あっせん申出地は、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、  
田で18,372㎡他計6筆ございまして、36、203㎡とな  
ります。

説明は以上でございます。

5 番 議長 5 番

議長 5 番 久保 委員

5 番 只今申出のありましたあっせんの相手方ですが、申出地の利用  
条件等を考え、〇〇〇〇〇〇〇〇が適格であると提案いたします。

議長 只今、久保委員より相手方の選定について提案がありました。  
これより相手方の選定について質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、あっせん委員の指名について、事務局  
の説明を求めます。

事務局 あっせん委員の指名につきましては、あっせん申出者及び相手  
方の地区などを考え、4番 上野委員、5番 久保委員、  
6番 野呂田委員が適当であると提案いたします。  
説明は以上でございます。

議長 あっせん委員については、事務局より提案がありましたので、  
これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。  
お諮りいたします。議案第2号 農用地等のあっせん申出につ

いては、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

---

議 長 **日程第7 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について**を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について。  
旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。  
令和7年3月26日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第3号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、利用権の設定 賃貸借が15件、使用貸借が1件でございます。  
初めに、利用権の設定 賃貸借 整理番号6の3の1から整理番号6の3の11まで説明いたします。  
整理番号6の3の1の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、江別市〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で11, 216㎡他計3筆ございまして、43, 708㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年3月〇〇日までの〇〇年間となります。  
整理番号6の3の2の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、苫小牧市〇〇町〇丁目〇番〇〇-〇〇〇号、〇〇 〇〇。  
土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇〇、田で1, 161㎡他計4筆ございまして、43, 035㎡となり

ます。利用権の期間は、令和〇〇年3月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号6の3の3の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、田で11,005㎡となります。利用権の期間は、令和〇年11月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号6の3の4の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇内、田で21,800㎡他計2筆ございまして、26,025㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年3月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号6の3の5の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で22,855㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年3月〇〇日までの5年間となります。

整理番号6の3の6の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で7,041㎡他計3筆ございまして、40,418㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号6の3の7の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇番の〇、田で33,881㎡他計2筆ございまして、34,582㎡とな

ります。利用権の期間は、令和〇年三月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号6の3の8の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、静岡県〇〇市〇区〇〇町〇〇〇〇〇番地の〇〇〇、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、畑で10,817㎡となります。利用権の期間は、令和〇年三月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号6の3の8の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で2,119㎡他計8筆ございまして、115,917㎡となります。利用権の期間は、令和〇年12月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号6の3の10の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。貸し手は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇〇号、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で4,903㎡他計3筆ございまして、85,797㎡となります。利用権の期間は、令和〇年三月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号6の3の11の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、苫小牧市〇〇〇町〇丁目〇番〇〇号、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番田で40,010㎡となります。利用権の期間は、令和〇年五月〇〇日までの1年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。  
お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画の決定について 利用権の設定 賃貸借 整理番号6の3の1から整理番号6の3の11について、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認することに決しました。  
整理番号6の3の12につきましては、農業委員会法第31条、議事参与の制限により立川委員の退席を求めます。  
退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、立川委員は退席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開します。事務局の説明を求めます。

事務局 続きまして、整理番号6の3の12について説明いたします。  
整理番号6の3の12の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇〇号、〇〇 〇〇。  
土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、  
田で8,956㎡他計6筆ございまして、139,025㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年3月〇〇日までの〇年間となります。  
以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。  
説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。  
お諮りいたします。整理番号6の3の12について、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認することに決しました。  
退席しております立川委員が席に着くまでの間、暫時休憩いたします。

(暫時休憩し、立川委員は着席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。  
整理番号6の3の13については、農業委員会法第31条、議事参与の制限により武良委員の退席を求めます。  
退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、武良委員は退席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開します。事務局の説明を求めます。

事務局 続きまして、整理番号6の3の13について説明いたします。  
整理番号6の3の13の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。  
土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、  
田で57, 756㎡他計4筆ございまして、154, 925㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年8月〇〇日までの〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。  
お諮りいたします。整理番号6の3の13について、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認することに決しました。

退席しております武良委員が席に着くまでの間、暫時休憩いたします。

(暫時休憩し、武良委員は着席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。  
整理番号6の3の14については、農業委員会法第31条、議事参与の制限により上野委員の退席を求めます。

退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、上野委員は退席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開します。事務局の説明を求めます。

事務局 続きまして、整理番号6の3の14について説明いたします。  
整理番号6の3の14の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、

〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、  
田で27,602㎡他計13筆ございまして、87,431㎡と  
なります。利用権の期間は、令和〇年12月〇〇日までの〇年間  
となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促  
進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。整理番号6の3の14について、提案のと  
おり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認する  
ことに決しました。

退席しております上野委員が席に着くまでの間、暫時休憩とい  
たします。

(暫時休憩し、上野委員は着席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号6の3の15以降について説明いたします。

整理番号6の3の15の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇  
〇番地、〇〇 〇〇。貸し手は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇  
〇号、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、

田で17,149㎡他計4筆ございまして、50,682㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇年間となります。

続きまして、使用貸借 整理番号6の3の1の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で19,029㎡他計39筆ございまして、662,304㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年3月〇〇日までの〇〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。貸借 整理番号6の3の15から使用貸借 整理番号6の3の1について、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認することに決しました。

---

議 長 **日程第8 議案第4号 農業委員会の令和7年度最適化活動の目標の設定等について**を議題をいたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第4号 農業委員会の令和7年度最適化活動の目標の設定等について。

「農業委員会による最適化活動推進等について」（令和4年2月2日付け経営第2584号）農林水産省経営局長通知に基づき、「令和7年度の最適化活動の目標設定等」について議決を求める。令和7年3月26日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第4号について説明いたします。

本案件につきましては、農業委員会等に関する法律に基づき、農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況その他事務の実施状況の公表を目的としております。

令和7年度最適化活動の目標の設定等について説明いたします。

農業委員会の状況。1 農業委員会の現在の体制につきましては、現在の体制を記載しております。2 農家・農地等の概要につきましては、直近の農林業センサス及び耕地・作付面積統計に基づき記載しております。

次ページの最適化活動の目標。1 最適化活動の成果目標、

（1）農地の集積。①現状及び課題については、本町の農地面積は耕地・作付面積統計及び集積面積は担い手へ利用集積されている総面積を記載しております。②目標につきましては、目標年度を令和8年度として、南幌町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき集積率を概ね95%としております。

（2）遊休農地の解消。①現状及び課題及び②目標については、本町では遊休農地の発生がありませんが、引き続き農地パトロールを実施し、未然に防止するとしております。

次ページの（3）新規参入の促進。①現状及び課題については、令和3年度に新規参入者1経営体、面積1.2ヘクタールとなっています。②目標については、過去3か年の権利移動面積の平均値の1割を設定しております。

続きまして、2最適化活動の活動目標。（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標として、月6日を設定しています。

（2）活動強化月間の設定目標は年2回を予定しており、内容は記載のとおりとなっています。

(3) 新規参入相談会への参加目標については、参加回数を1回と設定し、内容は記載のとおりとなっています。

なお、今後の公表に係る業務ですが、最適化活動の目標の設定等が承認されましたら、町ホームページに公表し、北海道を通じて農林水産省に報告いたします。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第4号 農業委員会の令和7年度の最適化活動の目標の設定等については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

---

議長 **日程第9** 議案第5号 現況調査委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第5号 現況調査委員の指名について。

南幌町農業委員会現況証明取扱内規第3の1の規定により現況調査委員を指名したい。

令和7年3月26日提出。南幌町農業委員会会長名。

議案第5号について説明いたします。令和7年4月から令和8年3月までの現況調査委員の指名については、議案に記載したとおりでございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、現況調査委員の指名についてご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認することに決しました。

---

議長 **日程第10** 議案第6号 南幌町農業委員会農業委員報酬基準要綱の一部を改正する告示制定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます

事務局長 議案第6号 南幌町農業委員会農業委員報酬基準要綱の一部を改正する告示制定について。

南幌町農業委員会農業委員報酬基準要綱（平成31年南幌町告示第10号）の一部を改正する告示を次のように制定する。

令和7年3月26日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第6号について説明いたします。

本案件につきましては、本年3月12日に開催された令和7年第1回議会定例会において、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例が議決されたことにより、農業委員報酬の改正を受けて本要綱についても改正するものです。別紙の資料2の新旧対照表をご覧ください。左側が改正後、右側が改正前、下線の箇所が改正箇所でございます。

第3条中、農業委員会会長の月額を「61,000円」に、内訳 法第6条第2項に関する業務を「36,600円」に、法第6条第2項以外に関する業務を「24,400円」に、職務代理者の月額を「48,000円」に、内訳 法第6条第2項に関する業務を「28,800円」に、法第6条第2項以外に関する業務を「19,200円」に、農業委員の月額を「46,000

円」に、内訳 法第6条第2項に関する業務を「27,600円」に、法第6条第2項以外に関する業務を「18,400円」に、それぞれ改めるものです。

附則として、この告示は令和7年4月1日から施行する。  
説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。  
お諮りいたします。議案第6号 南幌町農業委員会農業委員報酬基準要綱の一部を改正する告示制定については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

---

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

第23回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第23回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

(午後 4時45分 終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

8 番

9 番